



- ①処分 行政庁が法律により認められた優越的な地位に基づいて、一方的に住民の法律上の地位に具体的変動を及ぼす行政庁の行為をいいます。(例) 市税賦課決定処分、手当の支給決定処分、業務停止命令
- ②審査請求 審査請求書を審査庁(市長)に提出することにより、行います。
- ③審理員指名 審査庁は、審理員候補者名簿に記載されている者のうちから審理員の指名を行います。また、審理員を指名した旨を審査請求人に通知します。
- ④弁明書 処分庁は、処分又は不作為の内容、理由及び経緯並びに審査請求に対しての事実の認否を記した書面を審理員に提出します。当該処分等の理由となる事実を証する書類等を提出することができます。審理員は、処分庁から弁明書等の提出がされたときは、これを審査請求人に送付します。
- ⑤反論書 審査請求人は、送られてきた弁明書に記載の事実の認否、及び処分庁の弁明に対する反論を述べ、反論書のほか、証拠書類又は証拠物を提出することができます。また、審査請求人は、⑥審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、審査請求人に送付されなかった証拠書類等の閲覧又は写し等の交付を求めることができます。(写し等の交付については1枚10円(カラー1枚20円)の手数料がかかります。)
- ⑦意見書 審理員は、必要な審理手続を終えたと認めるときは、審理手続を終結し、審査庁がすべき裁決に関する意見書を審査庁に提出します。
- ⑧諮問 審査庁は、審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場から調査審議させるため、さいたま市行政不服審査会へ諮問します。
- ⑨答申 諮問された内容について審査結果を書面にし、審査庁へ意見を述べるものとなります。この答申書の写しは審査請求人へも送付されます。
- ⑩裁決 審査庁は、審理員の意見及び審査会の答申を踏まえて、裁決で審査請求についての最終的な結論を示します。